

令和 8 年度川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託
企画提案実施要領

1 目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした児童育成支援拠点事業を実施するもの。

2 公募内容

(1) 業務名称

令和 8 年度川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託

(2) 業務内容等

別紙「令和 8 年度川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

川崎市内（本市と協議の上、決定する。）

(5) 委託料上限額（参考）

39,488,000 円（非課税※）

※社会福祉法第二条に規定される第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税とする。そのため、事業に必要な消費税相当の額については契約金額の中に含まない。

(6) 選考・契約方法

公募型プロポーザル方式・随意契約

3 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

(1) 令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について掲載されている者であること（業種コード：99 その他業務 種目コード：99 その他）

なお、申請時点で登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに登録されていることを条件として、参加資格を満たしているものとする。

(2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は破産手続き中でないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないものであること。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 5 日（金）
参加意向申出書等提出期間	令和 8 年 6 月 5 日（金）～6 月 19 日（金）
参加資格要件の確認通知	令和 8 年 6 月 25 日（木）（予定）
質問受付期間	令和 8 年 6 月 26 日（金）～7 月 1 日（水）
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 9 日（木）（予定）
企画提案書等提出期間	令和 8 年 6 月 26 日（金）～7 月 16 日（木）
企画提案審査会	令和 8 年 7 月 29 日（水）午後（予定）
審査結果の通知	令和 8 年 8 月 4 日（火）以降（予定）
契約日	令和 8 年 9 月中旬（予定）

5 企画提案の流れ

必要書類は、川崎市ホームページ「令和 8 年度川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託 公募型プロポーザル」（次の URL）からダウンロードすること。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/450/0000187470.html>

(1) 参加意向申出書等の提出

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時まで

イ 提出書類

参加意向申出書（様式 1）及び確認書（様式 2）

ウ 提出方法

PDF データにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

参加意向申出書・確認書提出フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1589125>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

※提出後、その旨を「11 事務局（書類提出先及び問合せ先）」に記載の電話番号に連絡すること。

(2) 参加資格要件の確認通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和8年6月25日（木）までに参加意向申出書記載の電子メールアドレスへ「参加資格確認結果通知書」を交付する。

(3) 質問書の受付及び回答

電話・ファクスでの質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和8年6月26日（金）午前9時から令和8年7月1日（水）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

質問書（様式3）について、PDF データにより下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

質問書提出フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1589172>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

※提出後、その旨を「11 事務局（書類提出先及び問合せ先）」に記載の電話番号に連絡すること。

ウ 回答

受付期限までに寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和8年7月9日（木）までに参加資格のある者全員に対して電子メールにて送信する。なお、再質問は受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格の確認を受けた事業者は、期日までに次のデータを提出すること。企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とする。なお、紙資料の提出は不要とする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・PDF 形式、A4 横向き、1 ページ1 枚印刷、表紙及び目次を除き 20 ページ以内、ほか様式自由
- ・表紙、目次、本編で構成すること。
- ・本編必須記載項目は次のとおり。提案書においてはアルファベット順に記載すること。

a 事業実施にあたっての理念・基本方針及び実施体制

養育環境等に課題を抱える児童等をはじめとした、支援が必要な児童を取り巻く環境や現状に対する考えについて、本市の実情を踏まえて記載すること。また、それらの児童等に対して今後どのような支援が求められているか、事業者としての認識を示すこと。

加えて、本業務を実施するためのマネジメント方針、実施体制等について記載すること。

b 支援の実施方法

a の記載内容を踏まえた上、仕様書6（1）～（8）に記載の各業務について、どのように実施するか具体的な方法や考え方を記載すること。「（8）送迎支援」について実施する予定がない場合はその旨を記載すること。

c 履行場所及び設備環境

事業拠点予定地の住所を記載した上、仕様書8（6）の設備状況が分かる平面図（各設備の面積も記載）を示すこと。なお、物件の確保や設備整備ができていない場合はその旨を示した上、確保や整備の進捗状況について記載すること。また、支援対象者の受入れ開始日についても記載すること。

※「物件の確保」とは事業拠点となる建物等について、事業者が既に自己所有しているほか、

賃貸借契約等を既に締結しているなど、当該建物等について提案者が本事業の拠点として使用可能であることが確実である状況を想定している。

d 事業拠点の開所日時及び日数

仕様書 8 (5) ア及びイの内容に沿って、それぞれ、週における開所日数及び1日あたりの開所時間を記載すること。

e 事業拠点の定員及び職員配置

事業拠点の予定定員数を記載した上、仕様書 8 (2) に係る職員配置計画を記載すること。また、開所日によって職員配置が異なる場合はそのことが分かるように記載すること。

f 事業拠点に配置する職員の研修等

仕様書 8 (4) について、配置職員の研修方法及びその内容等について記載すること。

g 関係機関との連携

支援対象者の検討及び利用勧奨を実施する福祉事務所長（各区地域支援課が所管部署となる）をはじめとした、関係機関との連携に対する考え方について記載すること。

h 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについての基本的な考え方（在職時及び退職後も含む）や、電子データ・文書等の情報管理について、どのように取り組むかを記載すること。団体における規定やマニュアル等がある場合は示すこと。（団体規定やマニュアル等については企画提案書の枚数としてカウントしない。）

i 利用者からの意見及び苦情に対する対応

利用者からの意見や苦情をどのように受け付け、対応していくかについて記載すること。

j 提案等

仕様書及び a ~ i 以外の事項について、何か上乘せして実施することや提案等があれば記載すること。特段ない場合はその旨を記載すること。

(イ) 類似事業等の実績関係書類（様式自由）

参加意向申出書（様式 1）において「2 類似事業等の実績」を記載した場合、その詳細が分かる資料（契約書、設置認可通知書、事業実績報告書等を想定）

(ウ) 見積書（様式 4）及び積算内訳書（様式事由）

総額、費目ごとの経費内訳を示し、その積算根拠についても記載すること。なお、本事業は、社会福祉法第二条に規定される第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税とする。そのため、事業に必要な消費税相当の額については契約金額の中に含まない。

(エ) その他

- ・企画提案書等の作成や実績関係書類の提出にあたっては、社名が分からないようにすること。
- ・提出期限後は、書類の差し替え、変更又は追加は認めない。ただし、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求める場合がある。
- ・企画提案会は当該提出書類をもとにプレゼンテーションを行うこと。
- ・企画提案会当日の追加資料の配布は認めない。

イ 提出期限

令和 8 年 7 月 16 日（木）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法

PDF データにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

企画提案書等提出フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1589179>

※データ容量が大きくアップロードできない場合は、提出方法について相談すること。

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

※提出後、その旨を「11 事務局（書類提出先及び問合せ先）」に記載の電話番号に連絡すること。

(5) 企画提案会（プレゼンテーション）

ア 日時

令和8年7月29日（水）午後（予定）

イ 場所

川崎市役所本庁舎会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）

※日時及び開催場所の詳細については、参加資格のある者に別途通知する。

※上記日程については、変更となる可能性あり。

ウ その他

企画提案会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第3号）第5条第3号の規定を準用し、非公開とする。

6 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で、採択する受託予定者を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) 企画提案審査会の実施

ア プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションは、企画提案書に基づき 15 分～20 分程度とし、別途、質疑応答を 10 分程度で行う。
- ・契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。なお、出席者は4人以内とする。
- ・プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。
- ・モニターの使用有無について、提案書提出の際に回答すること。接続する PC 等の機器は各自で持参すること。

イ 企画提案の評価

企画提案の評価は、選定評価基準（様式5）を基に、本市が設置するプロポーザル評価委員会において提案内容の審査及び評価を行い、各評価委員が付けた合計点数を足し上げ、最高得点を得た提案者を受託候補者とする。最高得点を得た提案者が複数ある場合は、最も見積金額（5（4）ア（イ）の金額）の低い事業者を特定する。それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。ただし、「2（5）委託料上限額」を超えた見積額を提示している場合は、特定しない。また、合計点数が満点の50%に満たない事業者についても特定しないものとする。

ウ 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が6者以上あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、選定評価基準（様式4）により事前書類審査を行い、上位5者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。

なお、事前書類審査を行わなかった場合は通知しない。

7 審査結果通知

企画提案会の評価及び選定業者候補が総務企画局委託業務等指名選定委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書を送付するものとする。

(1) 結果通知：令和8年8月4日（火）以降

(2) 通知方法等

ア 電子メールにより全ての提案者に通知する。

イ 電話・電子メール等での問合せには一切応じないものとする。

ウ 選考の内容についての問合せには一切応じないものとする。

8 契約手続等

選考結果の通知後、特定された事業者と本市とで具体的な事業内容を協議した上、当該業務の仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が不調となった場合は、次点者を 随意契約の協議の相手方とする。

(1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 前 払 金：否

(3) 契約書の作成：要

(4) 委託代金は概算払いにて支払うものとし、業務完了後は速やかに精算し、残金が生じた場合は、本市の指示に従い、それを返納するものとする。

9 失格事由

(1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合

(2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

(3) 提案資格確認通知発出後に、参加資格要件を満たさなくなった場合

(4) その他、本企画提案説明書に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式6）をPDF データにより下記ウェブフォームの指示に従い令和8年7月16日（木）午後5時までに提出すること。

辞退届提出フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1589192>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

※提出後、その旨を「11 事務局（書類提出先及び問合せ先）」に記載の電話番号に連絡すること。

- (4) 令和8年12月25日施行予定のこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）において、児童育成支援拠点事業が当該制度の「認定対象」とされているところ、その詳細の対応等については別途市と協議するものとする。

11 担当事務局（問合せ先）

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎15階）

電話(直通)：044-200-0399

ファクス：044-200-3638

メールアドレス：45zidoka@city.kawasaki.jp